

○入札説明書（電子調達）

茨城県が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記３に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和８年１０月１日（木）

2 一般競争入札に付する事項

（１）調達をする委託業務の名称

看護職員等就業動向調査委託業務

（２）調達をする委託業務の内容等

仕様書のとおり

（３）成果品の特質等

仕様書のとおり

（４）委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

（５）成果品の納入場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県保健医療部医療局医療人材課

（６）この調達は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

3 担当部局

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県保健医療部医療局医療人材課 人材育成担当

電話 029-301-3151 FAX 029-301-3194

4 入札参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

（２）政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（３）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があり、物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、コンピューター関連サービスに登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

（４）データの漏えい、改ざん、滅失及び毀損を防止するための安全対策を講じている者であること。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

(7) 茨城県内に本店又は茨城県への入札・契約等を委任した支店等を有すること。

5 入札等の手続

この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとするものは、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システム（URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>）を利用するために必要な登録を完了していなければならない。

資料、入札書等の提出された時点は、3 の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子調達システムによりがたい場合には、3 の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出することによりその承諾を得て、書面により資料の提出や入札等をすることができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3 の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時まで。

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 8 年 10 月 14（水）午後 5 時まで。

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵便（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

ウ 提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

3 の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、茨城県電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、3 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜額（見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数））を記載すること。ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 3 の担当部局に必着のこと。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 開札の日時及び場所等

(1) 日時

令和8年10月21日（水）午前8時30分

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県庁行政棟 14 階 茨城県保健医療部医療局医療人材課

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、3の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

16 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から 5 日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 契約条項及び支払条件

契約書（案）のとおり

18 その他

- (1) 納入期限を厳守すること。
- (2) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に納入期限の変更が生じることのないよう、作業工程、在庫等の状況を十分に検討すること。
- (3) 受注者の事由により納入期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。